

第十三回国会 衆議院 通商産業委員会 議録第三十二号

昭和二十七年五月九日（金曜日）

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長代理 中村 幸八君

理事 多武良哲三君 理事 山手 満男君

理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

神田 博君 小金 義照君

淵上房太郎君 高橋清治郎君

加藤 鐘造君 田代 文久君

青野 武一君

出席政府委員

通商産業事務官（資源庁炭政局長） 中島 征帆君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

五月九日

委員永井要造君辞任につき、その補欠として龍野喜一郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

臨時石炭鉱害復旧法案（内閣提案第一五九号）

○中村委員長代理 これより会議を開きます。

ただいまより臨時石炭鉱害復旧法案を議題といたし、質疑を行います。質疑の通告がありますから、これを許します。多武良哲三君。

○多武良委員 御質問申し上げたい点はたくさんございますが、非常に重要な法案でございますので、同僚委員からの質疑の通告がたくさんあるようであ

ります。時間的關係もございましてので、私は總括的に本法案の立法の趣旨、特に本委員会におきましての前後二回にわたる鉱害に関する決議との関係について、政府当局にちよつと長く

なりましてお尋ねを申し上げたいと思ひます。鉱害と直接關係のある方面は、申すまでもなく被害者と被害地域の地方公共団体、それから加害者たる鉱業権者と、鉱業権を設定し、鉱業権を認可した政府当局との四者であります。以上四者のうち、まず被害者の側から考えてみましょう。たゞ／＼地下に石炭があつたがために、美田を荒廃せしめられて、祖先伝来の職を奪われ、家を破損せられて、日夜生命の安全さへ脅かされるというに至つては、まことに同情にたえないものがあるものであります。これに對しましては、まさに適正な賠償が保障されるべきであります。農耕地のごときももちろん原状回復せられてしかるべきであります。ところで原状回復はおろか、現在その効用の回復さへも保障せられない部分があるところとならば、これはまさに憲法によつて保障されました財産権の侵害であると断じなくてはならないかと思ふのであります。

次に鉱業地方の公共団体の立場に立つて考えてみますと、先般の公聴会におきまして、福岡県知事等の公述にもありました通り、鉱害復旧費の分担額が、石炭鉱業が納める当該府県の唯一の財源である鉱区税の總額をオーバー

して、収支相償わない。すなわち単に炭鉱地帯であるがゆゑに、特別の負担をこうむり、結局当該府県民の血税によつて、そのしりぬぐいをしなければならぬようなことはまことに不合理ではないかと思ふのであります。地元

の住民や当該地方の公共団体に不当な迷惑をかけるようなことでは、石炭鉱業の経営上、絶対に必要である地元關係者の協力はどうして期待すべくもな

いと思ふのであります。それならば鉱業権者の立場からこれを考えると、きはどうかと申しますと、世間の一部では最近石炭炭業界はすこぶる好景氣に恵まれ、全国長者番付を見まして

くとも法治国日本においてはもとより成り立たないのであります。

次は政府の立場についてであります。申すまでもなく、鉱業権の設定はもろんのこと、施業案の認可その他鉱業に関する行政監督はすべて政府當局の責任においてこれを行うのであります。石炭を採掘するために美田を荒

廃せしめて食糧を輸入するか、農耕地を保存して石炭の輸入をはかるべきかを政策的に判断しまして、鉱業権を設定したのも政府であり、採掘方法や充填方法に関する施業案を認可しまし

つてすみやかに鉱害の復旧、少くともその効用の回復をはかるように万全の措置を講ぜられたという趣旨を強調したのであります。

そこで政府当局にお尋ねしたいことは、本法案が実施せられるあかつき、鉱害地の原状、少くともその効用を回復する上におきまして遺憾なきを期し得るかどうか、また地方公共団体に負担を加重せしめるようなことがあるかないか、それから鉱業権者に対しまして多少なりとも金銭賠償を原則とする法定限度以上の負担をしていることになりはせぬか、この点についてまずお伺ひたいと思ひます。

○中島政府委員 この法律は現在の鉱業法に基きます金銭賠償の原則を臨時に修正いたしましたので、一定の条件のもとにある鉱害につきましては、原状を回復し、その効用を元にもどすということをねらいとしておるのであります。従ひましてこの法律が施行になりますと、この法律の対象となる鉱害地は原則的に復旧されるということになるわけでありまして、ただ復旧費の金額と、それから復旧後のその土地の価格、あるいは物件の効用価値というものを考慮いたしまして、投ぜられた復旧費に對する価値の回復率というものがあまり小さい場合には、これは復旧に適しないということで復旧されないと

とは困難であるという見地から積極的に復旧するというような考え方になつておりません。そういう点での制約はございませうけれども、この法律のねらいは鉅害の復旧にあるのでございませう。従いまして一定条件のもとにできるだけ従来の効用を回復するために鉅害復旧をするということになるわけでありませう。

次に地方負担の問題であります。この法律の施行によりまして特に地方の公共団体が従来以上に鉅害の復旧のためにいけいな負担をしなければならぬということは、原則的にはもちろん避けるべきでありまして、そういうことは考えないわけでありませうが、ただこの法律によりまして取上げられます各種の鉅害施設というものが、公共的な関係から放置できないという性質のものでありますので、従つて地方公共団体といつてもその鉅害の復旧につきましても、相当利益を受けるという部分があるわけでありませう。従つて鉅害復旧の費用ないしはそれを實際上行います復旧事業の費用について、地方公共団体も同じ立場においてできるだけの負担をしていただくというふうな構想になつておりまして、その限度等は今後無理のない範囲内におきまして政令で定めることになつておりますが、このために特別に地方負担金が増加するというものではないようにいたしたいと思つております。

それから鉅害権者に対する負担でございますが、これは現在鉅害法に基きます鉅害権者の賠償義務というものが一定の基準によつて理論上ははつきりするわけでございます。従つてこの法律に基きましては、その鉅害法から出

て来ます鉅害権者の賠償の限度以上には負担をかけないという建前から出発したとしておりまして、鉅害法上の賠償金の限度一ぱいまでは出させませうけれども、それ以上の負担はかけないということになつております。

○多武良委員 それで大体わかりました。次に国庫の負担において急速に鉅害を復旧するように措置せられたいという本委員会の決議であります。これがはたして尊重せられていくかどうか。たとえば道路や河川、橋梁などの公共物件に對しましては国庫の補助を増大するのではなく、むしろ逆に従来と異なつて国庫の負担を漸減するようにも見られるのでありますが、これはどうか。つまり数字的に申しまして一般鉅害の復旧に要する事業費の総額はどのくらいであるか、またこれをまかなうための鉅害権者の納付金の総額は幾らであるか、国庫並びに地方公共団体の負担額はそれ／＼どのくらいになるかをひとつ具体的に承りたいと思つてます。さらに本年度政府支出に對しましてはどう措置せられていくかについて、大蔵当局がおられましてあらわして御答弁を願ひたいと思つてます。

○中島政府委員 現在いわゆる一般鉅害として考えられております鉅害復旧費の総額は、先般の調査によりまして約二百三十億と推定されております。但しこれにつきましても、全然実地調査ないしは査定を加えておりませんので、数字的にはなお検討の余地がありますが、一応二百三十億ということになつております。そのうち先ほど申し上げましたように、復旧に適しないもの、これは費用の関係からもありませうし、なお最近にまた再陥落するという

ような地区もございませうので、そういうような復旧に適しない土地を除きまして場合には、二百三十億の全部が復旧されるわけではありませう。百二十億程度のものが大体復旧に適するのではないかと、こういうふうな考えられるわけでありませう。そこでその中で特に問題になります農地でありませうが、農地関係の復旧費が、ただいまの見積りによりまして、いろ／＼のものを含めまして、およそ四十七億というふうに見積つております。その他の公共施設――道路とか橋梁とか、公共施設に關する復旧費が大体五十億近い数字になつております。公共施設に對する国の補助は、およそ五〇〇／＼を予定してあります。しかしこれは法律の建前から申しますと、本来はすべてが鉅害権者が負担すべき金額であるので、一応補助金は出しますけれども、将来において償還してもらふというふうな仕組みになつております。それから農地の四十七億に對しましては、鉅害権者から上ります納付金というものが約十八億と推定されております。これはいろ／＼な計算をいたしたわけでありませうが、その基本的な考え方として、現在収得が皆無であるとか、あるいは減収になつておりますために、その部分に對して年々補償を出していただくわけでありませうが、この補償金額あるいはもう少し理論的に考えまして、むしろ減収量というものを基本的に換算いたしました金額が鉅害権者の賠償の限度である、こういうふうな考えまして、それを集計いたしますと、およそ十八億ということになるわけでありませう。四十七億から今の金額を差引いた残り約三十億というものが、国庫及び

地方公共団体が負担しなければならぬ金額になるわけでありませう。要するにこの際の方針をいたしましては、復旧に適する農地の復旧費の中で、鉅害権者からは鉅害法上の原則に基く賠償限度の最高額までとりまして、残りのものを国と地方公共団体が埋める、こういうふうな考え方をとるわけでありませう。その結果が一応三十億程度になつておりますが、これを国と地方公共団体でいかなる負担区分で負担するかというところは、現在折衝中でありまして、まだ率が確定しておりませう。これは確定次第政令中にその率を明記することになつております。

○多武良委員 大蔵当局がお見えにならないようでありませうから、またあらためて納得しかねる点の質問を留保いたしまして、最後にもう一つ伺ひたいことは、今後における鉅害対策のことでありませう。本委員会は、前に述べましたように特別鉅害復旧臨時措置法案の通過の際の附帯決議におきまして、既往の鉅害の復旧を促進すると同時に、将来に對する抜本塞源的政策についても、すなわち鉅害の認定、施業案の認可等についても万遺憾なきを期するよう政府に警告しておいたのであります。この点に關する今後の見通しはどうであるか。たとえば鉅害権者は法定限度まで賠償するが、それではなお原状を回復するには及ばない、しかも大蔵省はその差額を負担することを承知しない。かくして将来もまた依然として鉅害地が復旧せられないうままで放置せられるがごときことがありはせぬか、この点に關する見通しについて承りたいのであります。

以上要するに本法案の実施が、被害者、地方公共団体並びに鉅害権者に及ぼす影響が将来どうであるかというところが第一点、国庫の負担に對するすみやかに鉅害の復旧をはかるという本委員会の決議が遺憾なく採用せられたかどうかというところが第二点、今後また鉅害が復旧せられないうままで放置せられるようなことはなく、その見通しはどうかということ第三点として伺ひたいとして、私の質問を終ります。

○中島政府委員 鉅害復旧の今後の見通しの問題につきましては、本日大蔵省と打合せをして参つたわけでありませうが、納付金に對するわれ／＼の方の考え方につきましては、関係各省とも大体意見が一致いたしております。それからこれは特に農地の関係でありませうが、その復旧費の総額につきましても、現在出ております資料をもとにする限りは、意見が大体まとまつております。従つて實際の工事費の査定あるいは実費というところによつて實際の数字がかつて来ることはあるわけでありませうけれども、現在の数字上出ております約三十億の不足額というものを国及び地方公共団体で出すということにつきましては、大蔵省、地方財政委員会ともに了解をしております。先ほど申しましたようにその負担区分というものはまだ確定いたしておりませうけれども、總額につきましては、その程度のものでは穴を埋めなければならぬまいということについては異論がないようでありませう。従つてこのような計算に基きます鉅害復旧工事というものが、この法律が成立しました限りにおきましては十分期待していいということになるわけでありませうが、ただこの

て行けば行くほど、実際にこの仕事をやつて行く上においては私はおそらく横着が出て来るのではないかという気がするのでありまして、この点は私は少し専門的な技術的な解明をしてみなければならないと思つております。先般公述人の中で技術関係の方から、今四億という話がありましたけれども、一般鈔票はやり方によつては幾らでも防げるのだ、あるいは少くなるのだ、こういう非常に考えさせられる公述が

あつたのであります。そういう点につ

いて局長はどういうふうにお考えになつておりますか。

○中島政府委員　私もその点につきま
して、銃害の防止の方法は技術的に相
当あり得ると思っております。ただ遺
憾ながらそういう防止の方法は、国も
もちろんある程度の協力をしなければ
なりませんけれども、大部分はやはり

飡業權者が努力しなければならぬ性質

のものでありまして、それをやらせるために現在あります鉋害を早く片づけませんと、従来のものの処理に心を引かれまして、予防等の措置につきましては十分手をまわすことができない、

こういう状況にあります。それが非常に遺憾だと思つております。今後現在の累積したものが片づきますと、鉾害

防止の点につきましてはもう少し根本的に、技術的にもあるいは実際上の測量的に、技術的にもあるいは実際上の測量的とかそういう点につきましてもでき

るだけの制度を確立いたしましたして、予防的なことにもう少し力を注ぐというふうにつけて行かなければならぬと思ふ。

つておりますけれども、現在のところはそういう余裕がないというふうな点が非常に欠陥となつております。私

現在見ましたところで、今鉱業権者が

用いたしまして予防措置を講じさせることが必要であります。しかし今後十分保安監督関係から監督させまして、できるだけ予防措置は実施させるつもりであります。ただその場合に起きるかもしれない被害に対しては、鉱業権者としてはこれを放置するということとは当然に鉱業法から申しまして許されないうわけでありまして、従つて予想し得なかつた被害につきましては、これは当然に賠償するというのがはつきりした原則として鉱業法にうたわれておりますから、鉱業権者が被害に対して全然放任的な態度をとることは許されないうわけでありまして、たゞ／＼金属鉱山のとき山の中で稼行される場合には、出て来ます被害そのものが比較的小さく、また放任しても大した影響がないというものが多くわけでありまして、石炭の場合のごとく、田畑でありますとかあるいは都会地の下といったような所を掘る場合が多いときにおきましては、出て来る被害が非常に多いので、結果として、予防は相当いたしまして、ある程度の被害は避けられない。出て来た被害につきましては、鉱業法上の規則によつて賠償させるといふことは当然であります。

○山手委員 炭政局長は、いわゆる炭鉱業者を保護するような立場にお立ちになつて、炭鉱業を育成するといふお考えで、いろいろお苦しい点はあるうと思ひます。しかしこういう法案を出された場合には、今の御答弁では、この法律をただのみにすることはできないような気がするものであります。この予防措置については、今のような御答弁では私どもはとうてい満足するわけには行きません。

次に鉱業権者が年々この被害の関係で実際に負担をしておる金額はどのくらいであるか。あるいはその数字が出ておれば、資料を今いただいたかと思ひます。説明してください。

○中島政府委員 昭和二十五年度の調べであります。二十五年度に支払ひました賠償費の総額は九億四千七百円、これをトン当りに直しますと、平均で四十三円七十二銭、従つてこれが生産費に対して約一・五％ということになつております。

○山手委員 相当な額を負担しておることになります。この被害の問題は、業者としても起きてからこんな金を払うのは死金を使うことです。技術的に少くすることもできるようです。また少ししなければならぬのでありますけれども、実際には、現在どういふふうな努力が業者の方から払われておるのか。そうしてまたこの年々四億くらいの被害がふえて行くといふようなお話でありましたけれども、これと今の数字との開きはどうかという関係になりますか。それを御説明していただきます。

○中島政府委員 ただいまの九億というのは、相当これは過去において累積したものであります。過去の被害に対する賠償費もここで重なるのであります。もしも毎年年間平均四億ずつの被害ができて、それを毎年きちんとそれだけの賠償をすれば大体四億ずつと行く、こういう結果にならうかと思つております。

○山手委員 きようはこれで終ります。

○中村委員長代理 次は今澄君。

○今澄委員 私は、政府がこの被害に関する法律案を提出したその努力に対しては、大きく多とするものであります。きようはこれに関する總括質問ということでありまして、私は要点だけをお聞きをいたします。

まず第一番に、この臨時被害復旧に関する法律を出さなければならなかつたというところは、現行鉱業法との賠償規定との関係で出さなければならなかつたのか。現在の鉱業法を改正しなければならぬのであるけれども、それは急には困難であるから、この法律を出したのか。鉱業法における金銭賠償の考え方をある程度規定しなければならぬのかどうか。この法律と鉱業法との問題について、簡単に明確にお答えを願ひたい。

○中島政府委員 現行の鉱業法の原則は、この法律によつてかえておりました。復旧することになつておりますけれども、復旧費の出し方は、金銭賠償の原則に基く基準によつてその最高のものをとし、それに国家の補助金を合せて復旧するという考え方をとつております。従つて鉱業法の金銭賠償原則をこの法律でもつてきめるといふことは考へておらないのであります。ただその点につきまして、将来あくまでも金銭賠償の原則を固執するかどうかという点につきましては、今後この法律の施行期限の到来前後におきましてさらに再検討すべき性質のものだとは考へておりますけれども、現在のところ鉱業法は鉱業法としての原則をそのまま置きまして、その上にこの法律をつけた、こういうふうに御了承願ひたいと思ひます。

○今澄委員 石炭産業が国家の重点産業であるという意味においては、鉱業法の一般原則から、また特別な考え方の上に立つたということも私は重要であらうと思ふのであります。

第二点としては、戦時中の強行採炭に基く特別被害を除く一般被害の現状は、先ほどの御説明によると、大体二百三十億と言われておりますが、かように大きな被害が今日まで累積しているというこの原因についてどう思われるかという点であります。先ほどの山手君の質問に対するお答えを聞いてみますと、現行鉱業法だけでこれらの被害に関する法律がなくなつたあとの被害の復旧は不可能であると私は思う。今日これだけ膨大な、特に石炭産業において被害が出てゐるというこの原因について何であるかということがあなたの方でおわかりになれば、明確にひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 この累積している被害の原因は、事前に被害の実情調査をいたしておきませんでした。明確なことはわからないのであります。私どもは、このように推定しております。戦時中及び戦後におきまして石炭の統制が非常に強くとられておりました。その結果値段もかなり低く押えられておりました。石炭業者の採算は、最近の一、二年を除きましては、過去相当長い期間にわたつてかなり苦しい状況に押えられておつた。それからまたそういう意味におきまして年々生じて来る被害を十分処理できなかつたという点も一つあります。それからいま一つは、特に戦時中におきましては、増産に追われて特別被害と同様にあとの処理に励まなければならなかつたという

点があるという意味においては、鉱業法が被害をふやした一つの原因であります。そういう関係から累積したしておりますが、現在の鉱業法上から申しますと、この累積したしております二百三十億という数字は、必ずしもすべて何らかの特別な理由によるものではないといふふうには考へられない点がございます。それはどういふ点かと申しますと、鉱業法上は被害が出て来ても原状回復する義務はないわけでありまして、従つてそれに対する費用を賠償するということによつて、一応鉱業権者としての責務は済むわけでありまして、それが農地の場合でありましたら、年々減収額を賠償することになります。また家屋、公共施設といふものに對しましては、その価格あるいは復旧費といふものに相当する金額を賠償費として支払ふことによつて、鉱業権者としてはすべて責任を果しているわけでありまして、ところがその賠償金を受けた方といたしましては、それを用ひまして復旧したかどうかというところはまた別問題でありまして、従つて現在あります二百三十億のものが全部が鉱業権者が復旧しなければならぬものをそのまま放置しておるために累積したものでありまして、被害者の方といたしましては一応賠償金をもらひ、あるいは年々賠償金をもらつておるといふふうになら、一応法律的には片づけられておるに、しかし形の上ではなお被害として残つておるといふふうな性質のものを全部ひくるめまして原状回復をした場合の経費はどうなるかという計算をしたのが二百三十億であります。しかもこの二百三十億の中には鉱業権者がこれは自分らの責任に基く被害で

あるというふうにはつきり認めたものが百五十億近くございまして、それ以外の残りの部分につきましては、鉅業権者は鉅害でないというふうに言っておりますが、市町村の被害者の立場から鉅害であるというふうな主張をいたしまして、出て来た問題に対してそれがいづれに属するかということとは実際の調査をしなければわかりませんけれども、やはり相当部分は鉅害でないものもその中に入つておるはずであります。従つて二百三十億全部が鉅業権者の責任に基く鉅害であるというふうに簡単には断ずることができないと私は思います。

○今迄委員 今のお話によりますと、鉋業法に基く賠償規定では、現在ある鉋害並びに今後の鉋害についてもこれを復旧することは不可能であるということになつたと思ひますが、私はこの点について、石炭に関する鉋害と鉋業法というものについては大きく考えなければならぬ問題があると思ひますが、これは譲るとしましう。

そこでその金銭賠償の基準でありますが、金銭賠償はどのようにきめておるのか、実例をあげて簡単に御説明願いたい。なお九州、山口地区以外の被害の現状というものは、そのスケールが小さい、あるいはその深刻さにおいて、今回本案の対象になる地区とは全然問題にならぬという御見解なのか。その比較についても簡単に御説明を聞いておきたいと思います。

○中島政府委員　金銭賠償の基準というものは通産局長がきめることになつておりますが、実際の慣行としては農地につきましては減収額を基準とし、その農地から従来上つておつた収益と

いうものを勧案してきめるということ
 になつております。その他の家屋等につ
 きましては大体その家屋の価値の減
 少額を賠償します場合、あるいはそれ
 の修理費を賠償します場合、場合によ
 つていろいろございますが、大体そう
 いうふうなつかみ方をしております。
 それから道路とか橋梁とか公共施設に
 ついては、公共施設の復旧費の中で、
 鉦業権者の責任に属すべきもの、つま
 り道路がある程度こわれた場合、その
 こわれた部分の何割が鉦業権者の地下
 採掘に基くものであるかどうかを判定
 して、その部分を工事原因者負担とし
 て鉦業権者が負担しております。

それからもう一つ、九州と宇部との鉱害が、現在考えられておる鉱害のほとんど大部分でありまして、しかも九州の鉱害というものが全体の九割五分くらいを占めております。九州、宇部以外の地区におきましては、これは詳細な調査をいたしておりますのでよくわかりませんが、岐阜県の面炭地区にかなりの鉱害があるというところは申出がございします。一応の資料もございしますが、その数字が明確でありませんのは、特に面炭の現在ある鉱害が、戦時中ないしはその直後の鉱害に基くものでありまして、現在におきま

ますのが五百万円程度でありまして、それだけの開きがございます。従つてこれを實際に調査いたしましたならば五千万円になるか一億になるかということではありますが、いずれにいたしましてもその程度のものであれば、二百三十億に対しては微々たるもので、ほとんどるに足らぬと思います。

○今渡委員 その点の比較はよくわかりました。そこで私は九州及び山口地区の鉱害の実情は、先般の公聴会における関係者の公述においても、なお私もしばしば現場を視察しておるけれども、これが悲惨をきわめておるといふことは皆さんの御承知の通りであります。

す。ただいま政府側の答弁によつても、この悲惨な鉱害を生み出した原因はいろいろありましようけれども、その最も重要な原因の一つは、あの地域だけに特別な要素があるのではないかと、すなわちあの付近の地質が鉱害の起りやすい原因を内包しておるのではないかと。もしそうでないとするならば、九州、山口方面にだけあのような悲惨な鉱害が出ておるといふことは、監督官庁の怠慢か、鉱業権者の不誠意や、か何らかによるものでなければならぬかと思ふが、これらの点について御見解を承りたい。

害の調査をするところまで行つておりません。しかしこの点につきましても、将来日本の人口が増加しました産業がだん／＼發達しまして、北海道の山奥まで人家が建ち、また田畑が開拓されるようになりますと、当然この地区にも飢害が起きます。特に地質の関係で九州について飢害が多く、その他の地区に少いということはないのであります。むしろどちらかといえば家の関係と水田の関係が一番飢害を受けやすい性質のものであります、その点から九州、宇都が非常に大きな飢害を受けておるといふことになつております。

○今迄委員 これは仮定の上に立つ質問でありますが、現在の鉱業法の賠償規定を改正して原状回復主義に直したといたしますと、現行鉱業法の負担と比較して鉱業権者の負担はどのようにかわつて来るかということを私はこの法案に対する一つの大きな審議の材料にしたい。そこで出炭一トン当りについて、ベースとしてはどうなるか。そして、いはし原状回復主義にかわつたとすれば、総額としてどの程度の負担が鉱業権者の方にかかつて来るのかということ概略数字で御説明願えば仕合せであります。

○中島政府委員 原状回復主義をとつた場合に特にかつて来ます点は、現在の法律を考へてみます際に、われわれの検討した結果によりますと、主上としてこれは農地関係であります。それ以外のものにつきましては、公共施設については復旧費が金銭賠償の限度であるという事になつておりまして、原状回復主義をとりましても、また金銭賠償主義をとりましても全然違わない。

件、家屋、墓地等につきましては、若干の原状回復主義をとる場合と、そうでない場合との違いは出て来ると思いますが、しかしこの場合にはその物件の滅害による価値の減少というものと、その修復費というものとどちらが大きいかという程度の差でありまして、被害者としては原状回復をするものということと価値減少部分を賠償してもらうということと、これは理論的には両方一致するということにならなければならぬ性質のものでありますので、全体にこの数字を概数的にとりますと大して違ひはないのではないかという

なるかと思つております。従つて五十億内外というものの全部を復旧いたしました場合において、鉱業権者の負担がふえる。これは現在あるものの全体でありますから、かりに十年間にやるとすれば十分の一ということになるわけでありませう。

○今委員 概略わかりました。

次に提案理由について読んでみると、こういう部分があります。「国及び地方公共団体が補助金を支出いたしましたのは、累積した鉱害の復旧が、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定をはかる見地から必要であり、かつ、賠償義務者がすでに限度一ぱいの負担をしてゐるという認識のもとに、不足分を補いつつ」云々、こういう文句があります。この提案理由から受取れることは、鉱害は年々累積しつつあるということ。それからこの法案では国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定をはかる見地から必要であり、かつ、賠償義務者がすでに限度一ぱいの負担をしてゐるという認識のもとに、不足分を補いつつ」云々、こういう文句があります。この提案理由から受取れることは、鉱害は年々累積しつつあるということ。それからこの法案では

よとする補助金は、国及び地方公共団体の負担において支出されるかどうか。これらの点について、この提案理由にうたつてある、えらいきれいな文句と比べて、これは矛盾があると私は思うのでありますが、明細な御答弁を願ひたいと思ひます。

○中島政府委員 提案理由にありますが

「限度一ぱいの負担をしてゐる」という認識」というのは、要するに、この法律では、鉱業権者が限度一ぱいの負担をするという前提に基いてすべてのことを考へておるという趣旨でありまして、従つて現実には個々の炭鉱の鉱害につきまして、限度一ぱいの負担がされておるかどうかがどうかという問題は、別問題であります。それから国及び地方公共団体の負担が、はたして国及び地方公共団体の固有の負担であるかどうかという点につきましては、ちよつと御質問の趣旨が私にはわかりませんが、いづれにいたしましても、国としては公共事業費として支弁される。それから地方公共団体からはやはりこれに対応する費用として地方公共団体の負担として出されるわけでありませう。

○今委員 どうも御答弁がはつきり

しないように思ひますが、私はこの法案による復旧計画の構想について、これは詳細な資料を出してもらつて、さらに検討をしなければならぬと思ひますが、とりあえず復旧に要する費用の総額、復旧費の調弁方法、国より幾ら、鉱業権者より幾らというふうな、詳しい材料を私どもは見せてもらわなければならぬ。復旧費の使用、目的別の明細及び事業別に国及び地方公共団体の補助金等の割合、特に復旧のための直接費と復旧に伴う事業団の経費に

ついては、そこに資料の持合せがあれば御証明願ひし、もしなければ明細な資料を出して、私どもが納得するよう願ひしたい、かように思ひます。

○中島政府委員 詳細は後ほど資料に

よつて配付いたしますが、復旧費用の総額は、農地関係で四十七億、公共施設に關するものが大体五十億近くになります。従つて全体合せて一応百億くらいのもので予定されております。そのうちで国並びに地方公共団体の補助金として期待してありますのが、およそ五十三億、この中の地方と国との負担区分は、まだ折衝中でありまして、決定いたしておりません。それから復旧事業費と、復旧事業団の経費の關係でありますが、事業費と、事業団の事務経費とは全然と区別いたしまして経理させる方針でございますが、現在予算をつくりましたところによりまして、大体九州の全体の鉱害復旧につきまして一つの事業団を考へまして、その一年の事務経費を三千九百万円くらいと見積つております。宇都地区につきましては、鉱害が非常に少い關係で、全体で五百六十万円、これが事務経費であります。これもこの法律上、事務経費があまり膨脹しないように、その限度を押えております。

○今委員 国及び地方公共団体の負

担による分など、今いろいろ「数字を聞きました、そのうちの幾つを聞いて見ると、法案の九十二条に、国は支出した補助金の返還を要求することができ、その理由として、賠償義務者が負担することになつておるが、これでは国が一時立てかえて、ただ早く復旧をやつて、その後でまた、その鉱業権者からこれを支払わせることができるというこ

とになれば、結局において国が負担した部分というものは、ごくわずかな部分になると思ふがどうか。もう一つ、提案理由にうたつておる鉱業権者の負担能力が、すでに限度一ぱいに来ておるという認識のもとに、不足分を補いつつ」というのは、一体何を提案者は認識しておるのか。この不足分を補いつつ」ということは、ごまかしの表現ではないか、鉱業権者の負担能力一ぱいに来ておるという認識のもとに不足分を補いつつ」ということ、九十二条の国が支出した補助金の返還を要求することができるといふ二つの問題について、もつとはつきり納得するような御説明を聞いておきたいと思ひます。

○中島政府委員 賠償義務者が限度一

ぱいの負担をする」といふことは、鉱業法上の金銭賠償の原則に基いて、その賠償責任の限度まで賠償せよというところを言つておるのであります。この場合には農地に關しましては、先ほど申しました通りに、実際の減収額を資本に還元したものが、金銭賠償主義に基いて賠償する限度だと、こういうふうな考へております。鉱業権者の賠償能力の限度といふことは全然無關係でありまして、理論上賠償すべき限度といふことになるのであります。それ以外の公共施設につきましては、たとえ道路を造つてみましても、その道路から上る収益、その道路の価額といふものが、全然推定される根拠がありませんで、従つてその道路にどの程度の損害を与えたかといふことは、その道路を元に戻すためにどれだけの費用がかかるかといふことになると思ふのであります。従つて道路等の公共施設につきまします賠償限度といふものは、それ

の復旧費全体であるといふふうに考へざるを得ないのであります。従つて公共施設につきましては、その復旧費全額が鉱業権者の負担の責任に属するものであるといふふうなりにつくなるのであります。ただ、そうでありませうけれども、それを全部鉱業権者の負担にゆだねますと、一時に大きな負担をかけることになりませうので、一応国は一般の公共事業補助の原則に基いて補助金を出しまして、いわば金銭的な役割をするわけでありませうが、これは将来償還をいたさせるといふような措置をとつてゐるのであります。従つて前の返還といふものは、本来は負担能力の限度一ぱいでなくて、それ以下で済んでおつたために、その残りのものを返すわけでありませう。ただその場合に、それでは現在各公共事業に対して国が補助をしてゐる場合と、今度のこの法律に基く公共施設の復旧といふ場合とを比べて、今度の場合が加害者に対して賠償ではないかといふような感じが持たれるわけでありませうけれども、これも鉱業権者が実際に地下採掘をいたしましたために起した損害を復旧するための費用以上には負担する必要はない。従つてかりに道路の復旧費が百万円かかることになりました、その百万円の復旧費の中で、地下の採掘をしなかつた場合でありまして、当然道路を復旧してありますうちに、その程度の補修はしなければならなから、かゝるに補修はなかつたとして三十万程度の復旧で済んだと考へられる場合には、鉱業権者としては当然に七十万円の負担をすればよろしい。また逆にその工事が全部鉱業権者の行為によつて必要とされた、従つて道路のこわれたもの

がすべてこの飲業権者の責任であるというケースを想定いたしました。その結果が飲業を受ける以前より一層よくなつたということもあるわけでありま。そういう場合は当然よくなつた部分については、いわゆる受益者負担的にその道路の管理者が負担するということになりまして、飲業権者はその分まで負担する義務はないわけでありま。従つて実際の場合には実際に飲業権者の負担になるというケースは割合に少く、その一部——一部と申しましても半分以上のことが多いと思ひますが、そういうような一部を負担することが大部分であるというふうに考へております。

○今委員 そういう点についてはまだ疑問が多少残つておりますが、時間がありま。その中で次に進みます。先般の公聴会において福岡県知事を初め関係者が声を大にして強調し、特に直方市長の涙ぐましい公述があつたのであります。本法を案を貫く目的は、民生の安定という大精神でなければならせん。しかるに本法案の直接の対象から、墓地、家屋の復旧を除外してゐるということはどう理由に基くものか、対象にはしたかつたが適当な理由を説き及ばなかつたのか、それとも現行飲業法を完全に施行すればその必要を認めないのか、それらの問題についてはつきりした政府の見解を承つておきたいと思ひます。

○中島政府委員 実際の民生に与える影響から考えますと、家屋、墓地等の被害をそのまま放置するということはわれ／＼といたしましてはなほ忍

びないわけでありま。現在復旧工事を行つております特別被害におきましても、家屋、墓地に対しては全然国庫補助が出されてお。しかも工事そのものはある程度国が責任を持つべき性質のものであるにもかかわらず、他の農地等については相当多額の補助をしておりながら、家屋、墓地については全然補助が出されてお。家屋、墓地というものは完全に個人的な関係のものであつて、いわゆる公共という意味においては国ないしは地方公共団体がこれを負担しな。ならぬほどの公共性がないというだけの理由から、このようないわば打捨てられた形になつてゐるわけでありま。従つて一般飲業につきましても、特別被害以上に家屋、墓地を一層優遇するということ、もちろん一般飲業の性質上不可能でありま。従つてこれに對しては國の補助ということが、かりに將來返すにしても考えられないということであれば、この法案の直接の対象として復旧事業団が契約の中に入れるということは第一に意味がなくなるわけでありま。第二に、そのような家屋、墓地等につきましては、他の公共施設あるいは農地等と違つて、いずれも個々別々にその復旧なりあるいは賠償なりについて片づけるべき性質のものでありまして、非常に個別性が強いわけでありま。従つてこれを全体的に復旧契約の中に入れて総合性を持たせるといふような必要が弱いために、補助金も出ないものをわざ／＼事業団に入れて契約の中に落し込む必要がないといふような理由から、一応事業団の事業の対象としなかつたわけでありま。ただ問

題はむしろこういう点に非常にございますので、これを放任することは被害者に非常に氣の毒でありますから、それを若干なりとも救済するために、本来であれば飲業法上は裁判所に持ち込むよりしかたがなかつた性質のものをもう少し簡便に、費用がかからぬで行けるように、通産局長にこれを申し込ましてその裁定を願ひ出るといふ道を開きました。この場合一番大きな効果としては、たとえば従来飲業権者に家屋の復旧あるいは賠償を申し入れましても、これは自分の方の被害ではない、おれの方の炭鉱の事業とは全然無関係だといふことでつづつてお。したものが、第三者として、しかも一番炭鉱の経営に十分な資料を持つてお。ります通産局が介入しますと、その被害はたしてどの炭鉱の責任であるかといふことは明確になるわけでありま。すから、そこで少くともその飲業の責任者がはつきりする、そうすればあとはそこに出された債務を履行するかしな。か、こういう関係になりま。しても、従来と比べると非常に被害者としての立場が強くなるというように、非常に弱いような規定でありま。非常にか、こういうことでこのような制度を設けられて来たわけでありまして、私どもとしても私情としては家屋につきましてもある程度の補助を出し、しかも全体的な復旧契約に入れるというところが非常に望ましいと思ひますが、家屋あるいは墓地という私有物の性質上、また特別被害の先例にかんがみましても、そういうことが非常にむづかしいといふところから、やむ

を得ずこういう措置にいたしましたのであります。

○今委員 あなたの御答弁はどうも苦しいようであります。現在飲業法に従わなければならぬけれども、現行法は不備があつて將來はどうしてもいかにぬのたといふことをやはり明瞭に言ふべきである。それから飲業法を関係者が忠実に守つていなければ、これを守るべきであるといふ大きな監督の手段を講じて政府はびし／＼やつつけばよろしい。それで私どもは、この家屋、墓地の問題について、飲業が金額にしてどの程度であるのか、あとで御説明願ひたいのであるが、政府は家屋、墓地の問題は被害者の立場に立つてもう少し親身になつて考へてもらな。なければならぬ。なぜならば、一昨年五月われ／＼が提案した決議案で、国庫の負担において飲業地の現状回復を断行せよといふことを政府に要求してゐる。本法案では國は一時的に復旧費を補助して後日これを取返すようにしておるけれども、これは大きく言へば国会の決議を無視したものであり、われ／＼の意思に沿わざるものであるといわなければならぬ。提案理由には、賠償義務者には負担能力はないと明言しておきながら、一方においてこのような法律を提案しておるといふことは矛盾をはなはだしい。政府は国会の決議を尊重せず、この一般墓地、家屋の問題等については國の負担を軽くするとともに、飲業権者等を利しておるといふふうに考へられてもしかたがないようなこの立法の仕方である。本法案の立法にあつては、國の権限のみを強化して義務を十分果してないといふことは、前に述べた国会

の決議から見ても私は十分政府に反省してもらななければならぬ。

なお家屋、墓地等のいわゆる非公公共施設に対して國が補助しないといふことは、被害者の立場に立つて見るならば、家屋等の悲惨なる被害は憲法第二十九條の財産権の不当なる侵害であるといふように考へることは私は妥当であると思ふ。あなたはこのような財産権の侵害についての被害者の立場、並びに國が負うべき責任の立場、あるいはこの飲業復旧法案の骨子として十分見てやらなければならぬ民生安定の立場といふものからいつて、今の家屋、墓地に対する政府の考へはたゞいま御説明になつた程度で十分であるのかどうか。もう一ぺん御説明を願ふとともに、何らかこの法案の範囲内において修正して直し得るような余地があるのかないのか、予算面にもわたつてもう一ぺん御答弁を煩わしいと思ひま。す。

○中島政府委員 最初の飲業法の原則であります金銭賠償を原状回復主義に改めるかどうかという点につきましては、これは將來の問題であります。私の個人的な見解をいたしましては、現在の累積しております一般飲業が処理されたあかつきにおきましては、いまだ一度原状回復主義あるいは金銭賠償原則といふものを再検討する必要があると思つております。しかしこれは現在の累積したものが処理されたあとでなければ問題にならぬと思ひます。少くとも將來におきましては、そういう点につきまして現在の飲業法上の原則を再検討する必要があると私は信じております。

それから賠償ないしは飲業の予防等

につきまして、鉱業権者がいろいろなことを怠っている場合に、それを一層強制するということは現在の鉱業法上から申しまして、また保安上から申しまして当然のことでありまして、現在当然に義務がありながら賠償金を支払わないというようなのは、鉱業法ないしは民法からいってそれだけの責務があることは明らかでありますから、訴追をすれば当然この点が明らかになるわけでありまして、ただこれが個々の被害としてそこまで行き得ないというところに現在の法制上の悩みがあるものであります、これはやはり鉱害に限らず、一般の民法上の債権債務の関係につきましても、債権者というものが必ずしもあらゆる場合に自己を主張できないという点が裁判制度上の問題になるのであります、そういう欠陥は確かにあると思います、そういう点を若干でも是正いたしますために、今度は通産局長の裁定制度というものを設けたわけでありまして、この点はかなり明るくなるのではないかと、このことを私は確信しているわけでありま

す、それからさらに鉱業権者が今おつしやいましたような財産権の侵害をいたしました、しかもこれを放置しているというときには、当然民法上今度の法律による裁定制度がありますが、そういうふうな状態です、いつでも放置する、たとえばこれが裁判上のさたになりまして、負けてもなおかつ賠償金を支払わないという場合も起り得ると思ひます、またこの法律に基きまして通産局長が原状回復の裁定をいたしましても、そのまま放置して原状回復をしないということも考えられます、かり

にそういうふうな悪質な鉱業権者がそういうような行為を繰り返している場合におきましては、これは現在の鉱業法から申しまして、その鉱業権者の経営の継続ということが一般の公共生活を脅かすという意味におきまして、その鉱業権を取消することができると、その道があるものであります、そういうような悪質なものに付きましては、今後はそういうふうな規定を十分運用いたしまして相当嚴重に取締りをしなければならぬと思つております、

なお家屋関係の、いわゆる私有地の復旧費の金額でございますが、これも現在調査いたしましたところでは、全体で約五十億、復旧費といたしましては約五十億見積られております、

○今議委員 この問題については今後法案修正その他の資料として詳細に承つておきたいと思ひます、時間がないから一応この程度にして次に移ります、

が、あと同僚の質問がありますから二点だけ伺つておきたいと思ひます、

一点は復旧事業団であります、鉱害復旧事業団というものは一体それはどのようなものか、この事業団の行う業務は、復旧事業団ではなくて国がやつても当然できるように思うが、なぜこういう復旧事業団というものをつくらなければならないのかという理由をお聞きいたします、

○中島政府委員 この法律によりまして考えられておりますことは、一般鉱害のうちで復旧に適するものをきめまして、それを総合的な見地から復旧する、これがねらいであります、従つてどういふ復旧計画を立てるかというところは、総合的に国家的に公共的な見地からきめなければならぬ性質のもので

ありまして、従つてこの計画をつくること自体は、かなり国家的な立場に立つものでなければならぬということが言えると思ひます、その場合にこれは国自体が取上げてもよろしいということになるわけでありまして、現にまた特別鉱害に關しましてはそういうふうなやり方をしておるわけでありまして、ただこの場合、一般鉱害そのものの性質上、これが本来であれば加害者と被害者との間の問題であつて、国がこれに對して直接の責任はない、特別鉱害とはその点が違つていふわけでありまして、そういう点から申しまして、事業団という一種の公益的な法人をつくる、そこでいろいろの計画を立てると、そういうふうな考え方をしております、その事業団のやります仕事は、ただいま申しましたような復旧計画に對する基本的なものををつくるということ、それからそれに應ずる各鉱業権者の負担すべき、いわゆる納付金、つまり賠償金に相当する納付金がどれだけのであるかということを決するわけでありまして、それをきめまして、その後はその復旧計画の履行をそれ／＼実施担当機関にゆだねるわけでありまして、その際に復旧計画に載せられまして、た納付金を徴収いたしまして、そこで復旧工事をするまでに相当な金額を計画に基いて支払つてやる、徴収と支払の義務があるわけでありまして、これをこの事業団の大きな仕事として考えておるわけでありまして、もし国が全部を引受ける場合は、計画はもちろんであります、こういうた費用の徴収と支払いというものはやらなければならぬ、そういう場合には当然に特別会計を設けなければならぬわけでありま

して、特別鉱害に對してつくられておりましたような特別会計を、さらに一般鉱害につきまして設ける、こういうことにならざるを得ないわけでありまして、ところがこういうような特別会計をつくるということが、現在の財政の見地からいまして望ましくないといふほかに、こういう国の機関でつてすべてのことを処理するということとは、能率という点から考えまして、また国の行政事務をできるだけ簡素化するという趣旨からいまして、はたして適當であるかどうかということ

を考慮いたしまして、むしろ復旧事業団の性格そのものは、かなり国家的なものではあるけれども、その出発点においては本来鉱業権者と被害者との関係のものを規正するわけでありまして、

ら、むしろ国とは別の法人にこれをゆだねたらよからう、こういうことで新しいこういう機構をつくつたわけであり

○今議委員 大体以上で私の総括質問の重要な箇所は終了しました、なお残つておる問題は、今後新しく起つて来るであろう鉱害に対する恒久的な政府の法制的処置、鉱業法に対する将来の見通し、並びにこれらの被害者に対する民生安定のための政府の一大国家責任を考えた方策等いろいろ問題があり

ますが、私はこの辺で打ち切ります、ただ政府の見解を聞いて思うことは、鉱業法並びにこの炭鉱の鉱害復旧の法律の説明はあまりにも形式的で、何かやらなければならぬからやむなくやつたというような印象を受けたことは遺憾であります、この鉱業権の設定の許可は国が行い、石炭採掘のための施業案を国の許可によつてなされるのが現

状であり、かた／＼鉱業権者で鉱業法に基く賠償を誠実にやつておるとするならば、現在悲惨な被害をこうむつておる被害民は一体だれによつて救つてもらえるのかという、根本の一番重大なところがこの法案の中にはとらえられておらない、たゞ／＼石炭があるために、このような被害をこうむる被害者の立場というものは、実に気の毒である、被害者に不当な被害を負わして、被害者を泣かしても、どうしても石炭は掘らなければならぬということであれば、その泣いておる被害者に対しては、国がその責任においてこれを救つてやるということとはあたりのまゝの立場である、法律上のむづかしさにより、国の当然の責任の上にこの法律は打立てられなければならぬ、その意味においては、百尺竿頭一歩を進めてはおるけれども、魂がこの法律には入つておらない、そこで、以上いろいろの理由から、被害者が財産権の不当侵害として憲法第二十九条の違反を訴えたときに、あるいは百数十万の人間が暴徒となつて蜂起するといふような治安上の大きな問題を起したときには、私は、これは一炭政局の問題ではなくして、国家全体の独立のスタートにあつたての大きな問題であると思ふ、思想問題、治安問題、その他非常に重大なときに、これらの重大な情勢を勘案して、この法律に魂を入れるべきであると考え、政府はこういうやうな重大な、憲法第二十九条の違反を被害者が裁判所に提訴し、その結果によつて起る重大な事態を想像せられておるか、炭政局長からそれらの問題に對する最後の御答弁を承ることにし

て、私は本日の質問を終ります、

九

であります。将来もし戦時状態になりまして、さらに石炭の生産増強が要請された場合には、これはやはり前と同じ状況になることは一応考えなければならぬことと思ひます。しかしそういう非常事態的なことは、実は私どもは考えておりませんので、その場合にはまた全体の比重もかわつて来まして、また前途にそういうことを予測する必要もございせんから、大体現状のものを基礎として考えた場合には、鉱害が減少するというように考えております。

それからなお先ほどちよつとお話がございまして、現在もなお石炭の増産ということについて相当強制的、あるいは無理な要求をしているというお考えのようでもございすけれども、その点につきましては、特に二十七年年度については石炭の需給見通しをとりましても、また需給関係の現実の姿を見ましても、決して石炭を無理やりを増産するという必要は目下のところないものでありまして、その点は無理のないような生産をさせております。従つて現在のところ少くとも強行採炭をするために、鉱害がふえるというやうな実情は、全然ないと思ひます。これは言つてさしつかえないと思ひます。

なお鉱害防止のための措置であります。これは先刻申しましたやうに、いかに防止策をとりまして、必ずしも鉱害はある程度出るとは否定できないのでありまして、少くとも掘つた厚さの半分だけは落ちる。これはもういかなる方法をとりましたも避けられない。充填といふことはあまりに重要視すると、これは間違ひでありまして、特にこの充填方法がとられております

のは外国でも最近のことでありまして、それはなぜかと申しますと、充填方法そのものの技術が最近どん／＼進歩して、現在の段階にまで来たのは、ごく近年のことでありまして、従つて充填をするといふことは、鉱害防止という見地から充填をするよりも、むしろ採掘方法の一つとして充填をした方が、あとの採掘を進める上において作業をややうしやすい、あるいは経費が安くて済む、こういうふうな見地から充填をするといふことが多く行われております。特に鉱害防止のために充填をする場合には、充填をするための費用と、それから充填をしなかつたために上に起きると予想せられる鉱害の費用といふものを比較考量いたしまして、相当費用をかけても、やはり充填をした方が後に賠償するよりも安く済む場合には充填をする。逆の場合は充填をしないので、地表の損害に対して賠償するなり、原状回復をする、こういうふうな判断をいたしてしております。従つて外国におきましてはすべて充填が第一主義で行われておるのではなくて、特にこの点について充填が割合に普及しておるドイツにおいても今のやうな考慮がなされておるものでありまして、イギリスにおいては充填はきわめて例外的にしか行われていないのであります。

日本においても従来のように手積みである程度充填をするといふことは部分的に行われておりますが、これもただ採掘の技術の上から行つておるものでありまして、鉱害といふことは無関係にやつております。それによつては必ずしも全部防げるわけではございませんので、その点からも来ておるわけ

であります。特に機械充填、空気充填といふやうなものは戦後日本に入つた技術でありまして、その効果はどの程度のものであるか、採炭技術上それがどれだけの効果を上げるか、また鉱害の防止上これがどの程度重要であるかといふことにつきましては、まだ十分な検討の結果が出ておらないやうに私は承知しております。従つてこの充填のやり方につきましては、特に鉱害防止の見地からやらせるにいたしまして、その方法あるいは適用の場所等十分検討いたしまして、効果のある場合にこれをやらせることが必要でありまして、その点についてはまだ研究の段階にあると言わざるを得ないのであります。

それからカッベ採炭等によります採掘方法の変化に基いて、鉱害がどうなるかといふ点であります。これはいろいろの場合によつて違ひますけれども、かりに一定の面積の石炭を一挙に全部採炭してしまふといふことを考えました場合に、その炭層が水平であれば、上の地表は一律にその炭層の厚さだけ沈下はいたしますけれども、こぼこあるいは傾斜、緊縮、伸長といつたやうな影響は全然なしに、ただ一齊に低くなるというだけで、水平線の問題はありますけれども、その点を別にすれば、鉱害は全然ないといふことに極端な例としてはなるわけでありまして、それを程度の的に考えますれば、かりにその掘進の速度が非常に早くなると、掘進の速度が割合に少なくて済むといふことは、すでに一般に認められております。そういう意味におきまして機械化あるいはカッベといふやうな採炭方法の改善によりまして、掘進

の速度が早くなればなるほど沈下はいたしますけれども、上の物件のこうむる鉱害の程度といふものは比較的少く、落むといふことになると思ひます。これはまた場合によつては早いために非常に大きな鉱害が起きることもありますが、一般的にはそういうことが言えると思ひます。従つてカッベ採炭法を採用したために、鉱害がふえるといふことは、そういう見地からはむしろ逆であると思ひます。カッベの場合にはどん／＼進みますから、その掘削のやり方を十分慎重にしない場合には、そうでない場合に比べて大きな鉱害が起きるといふこともあり得るわけでありまして、カッベ自体について考えまして、そのカッベを採用したために、鉱害がふえるといふことは考へる必要がないのではないかと考へます。

○田代委員 私はいまだの政府当局の説明を聞いて、奥に言語道断の気がしたのであります。と申しますのは、つまり石炭を掘れば土地が陥落するのには必然だといふやうな端的な表現のやうに聞きました。それで、実際その上に多くの土地を持つておる農民の諸君とか、あるいは住宅を持つておる市民の諸君とか、こうした人たちは自分らには何らの利益を得ない。にもかからず下からこそ／＼やられて全部その被害を受ける。ところが石炭を掘れば、とにかく被害が起るといつたやうな形で、何だかたまたまの御説明によりまして、鉱害野放しといふやうな印象を受けるのであります。それに對して、そういう被害を受ける住民の問題から考へてみると、どうしてこれを防止しなければならぬかといふ点がはつきりつかまねずして、これに對する被害補償また民生安定ということが考へられるかどうか、私はこの法案自身、また今まで出された鉱業法にしましても、特別鉱害臨時措置法にしましても、非常に不十分である。なぜ不十分であるかという根本は、私は政府自身の考へ方だと思ふ。そういうところから来ておるのではないかと考へるのです。大體政府自身としても、鉱害に對しては野放し／＼で、これはしようがない、掘れば落ちるさ、こういう考へを持つておられるのか。落ちたらその場合に、文句を言つて来たら、それに対しては、文句を言つて来たら、それに対しては、よつぱり何とかしてやるのだという考へを持つておられるのか、それとも、鉱害が起らないやうに、こつこつと努力をするのだ、またそれによつて、これくらいの基準をつくるのだ、また業者がむちやな掘り方をすれば、斷固として、それを中止させるのだ、そういう考へを持つておられるのかどうか。その点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○中島政府委員 地下を採掘いたしますと、必ず陥落するといふことを申し上げましたのは、これは物理的なやうな因果関係を申し上げたわけでありまして、いかに手を加へましても、絶対に陥落を防止することは不可能であるといふことを申し上げたわけでありまして、但し、そういうやうな性質のものではありますから、それでは鉱害を防止するためにどうすればよろしいか。最小限度にこれを食い止めるために採掘方法をできるだけ改善することは一つの方法でありますけれども、これはもちろん全部ではない。その次に考へられますのは、起きた鉱害に對して、これをどういふやうに賠償し、あるいは

害補償また民生安定ということが考へられるかどうか、私はこの法案自身、また今まで出された鉱業法にしましても、特別鉱害臨時措置法にしましても、非常に不十分である。なぜ不十分であるかという根本は、私は政府自身の考へ方だと思ふ。そういうところから来ておるのではないかと考へるのです。大體政府自身としても、鉱害に對しては野放し／＼で、これはしようがない、掘れば落ちるさ、こういう考へを持つておられるのか。落ちたらその場合に、文句を言つて来たら、それに対しては、文句を言つて来たら、それに対しては、よつぱり何とかしてやるのだという考へを持つておられるのか、それとも、鉱害が起らないやうに、こつこつと努力をするのだ、またそれによつて、これくらいの基準をつくるのだ、また業者がむちやな掘り方をすれば、斷固として、それを中止させるのだ、そういう考へを持つておられるのかどうか。その点をはつきりさせていたいただきたいと思ひます。

原状回復するか、それが今日われわれのねらつておる一般鉱害に対する法律案の内容であります。

それからさらにもう一歩進めて考えました場合には、かりに上にあります物件、あるいは予想被害者というものの性質が非常に重要なものでありまして、下を掘る石炭の価値というものと、それからそれによつて生ずる地上の物件の被害というものを比べて、あまりにも上の被害の大きい場合には、むしろその石炭をそのまま放置すべきだということも当然言えるわけでありまして、現在ではむしろ一般的にいって石炭の方が大事だからということで掘りまして、その結果起きた上の損害に対して賠償するという方法をとつておりますけれども、現在の保安法規からいいますと、特定の場所については採掘禁止区域を設けることもできるようになつておりますから、場合によつてはその上の、地方の必要な物件を十分検討いたしまして、また下の炭層の状況を十分研究の上で、下の石炭を残しても上の物件を保護する必要がある場合には、採掘を禁止するということは当然できるわけでありまして、これは現在までそれほどよい行われておりませんけれども、将来この採掘方法とそれから鉱害との関係の技術的な研究が十分進みましたならば、いかなる方法を用いても、これの与える最小限度の被害すら地上の者が耐えられないという場合には、当然その地区の採掘を放棄させるというふうに進む必要がある。そういう点を考えましても、やはりもう少し科学的に採掘技術と、それによつて生ずる鉱害の関係を明らかにする必要がある。そういう意味において、国

としても、また鉱業権者としても一層そういう点について科学的な努力を傾倒しなければならぬと思つておりますが、それについて、ともかくも現在目の前にあります累積石炭鉱害というものが非常に障害をなしておるもので、それをとにかく片づけて、その上で——できればもちろん並行してやりたいわけですが——いいます、今のようない点から根本的に鉱害に対する対策を立てたいというふうな考えをおるわけでありまして、これを放置するということをもちろん考えておるわけではございません。

○田代委員 依然として不安は解消しないわけなのですが、そうしますとこの鉱害をできるだけ食い止める策として、一般的な、抽象的な文句で申し上げますと、できるだけ鉱害が起らないような採掘方法でやる、こういうような御説明であります。そういう具体的な、できるだけ最小限度に陥落が起るような形で掘られつあるという採掘方式はどういう方式でありますか。私は鉱害その他の事情から申しまして、そういうふうなことが現実には考慮されてやられておるようには考えられないのです。

○中島政府委員 現在までのところ、そういうような措置を考へて採掘がされていゝとは必ずしも申されません。陥落を最小限度に食いとめるような採掘の方法をとつておるという例は、非常に少いかと思つております。ただ将来は採掘とそれから地表の影響というものの因果関係が科学的にはつきりいたしたならば、こういう掘り方をすれば必ずこういうふうな影響が上にかかるから、それをこういうふうな方法

で防止しろというふうなことが当然監督官庁としても示唆できるわけでありまして、そういうふうなことが十分に研究されたあかつきにおいては、政府としても鉱業権者にそういうふうな計画を変更するなり何なり持つて行くことができると思ひますけれども、現在のところは、一応鉱業権者が考えまして最も適當であるという採掘方法をとつておられます。従つてその場合には地上に起る損害というものは、とにかく起つたときに賠償をするという前提のもとに、それを最小限度ならしめるためにどうすればよろしいかという考慮を現在おつておるというところは、これはおそろく全体的に行つてないのが事実ではないかと思ひます。

○田代委員 ただいまの説明によりまして、結論として端的に申しますと現実にはそうやつていないし、結局被害者は全面的にこれを背負つて行くのだ、鉱害というものは当然起るのだというところになつております。そうしますと、もしそれがそこまではつきりしておるならば、出て来る法案というものはその被害者をいかにして救うか、いかにその迷惑に対して賠償するかという点がこの法律の根本眼目であり、またそれが九九%まで私は中心にならなければならぬと思つておる。従つておそれ政府もそう考へておられましよう。そこでこの法律の目的としまして、一応この法律には「国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図る」とあつて、民生の安定ということをまず第一に強調してある。あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資する」といふ、業者の利益というものは第二段に出ていゝようでありま

すけれども、実際においては、むしろこれは逆になつておる。民生安定というものが非常に輕視されておる。これは今澄君の質問によりまして、あるいはまたその他同僚議員の質問によりまして非常に輕視されておる。従つてこの法案の立案の精神というものがひつくり返つてゐる。言葉ではいかに民生安定とか、これは社会問題であるからというふうなことを抽象的には言いつたが、實際上においては非常に輕視されてゐるということをお政府、立案者は認められるかどうか、これを私ははつきりしてもらいたしたいと思います。

○中島政府委員 現状のまま放置すれば鉱害はもう絶対に片づかない、つまり現在の鉱業法の制度では鉱害というものが片づかない、ということであれども、むしろ鉱業法の賠償規定そのものをこの際検討して改正するといふことが必要になつて来るわけでありまして、一応鉱業法の中で賠償規定に関する詳細な規定があり、またそれが完全に実行されてゐる限りは、その範囲内において、賠償問題が解決されておるといふことが言えるわけでありまして、たゞ／＼そのままで放置し得ないという理由には、先ほど申しましたように過去のいゝ／＼な関係からして、目前に相当巨額な賠償が累積してゐる、それが鉱業法の賠償原則を円滑に運用できない一つの障害になつておるのであります。その障害を取除くといふことをこの法律は目標としておるわけでありまして、ここで「民生の安定」と云々といふことを書いておられますが、そういうふうな累積した賠償が大體民生の安定を害しておるから、それを取除く。その後におきまして、一

応現在の制度としては鉱業法に基づく賠償原則によつて片づけて行く。また鉱業法を審議されたときには、あの鉱業法の中に盛り込んでおられます賠償の原則によつて大體賠償問題は片づける、こういう見通しのもとにこの法律が制定されてゐると思ひます。従つてこの法律の直接のねらいは、現在の目の前のできたものを片づけるということでありまして、それが片づけばあとではやはり鉱業法でもつて円滑に行き得るという見通しを立てておられます。従つて民生の安定と申しまして、現在累積しておられますものが民生の安定に害をなしているから、これをできるだけ取除くといふことを考へてゐるわけではないのであります。これが除かれたあとにおきましては、現在の鉱業法の円滑な施行によつて民生の安定は確保される。一応こういう制度上の建前になつておるわけでありまして、

○田代委員 この問題は政府の基本的な見解の把握がはなはだ微弱でありますし、それをばつきりしたので被害者諸君は全部了承されたと思つたら、結局踏んだりけつたり、それに対して治療費をちよつと出したりするやうかといふのがこの法律の精神であるといふ点がはつきりわかつたわけであつて、非常に減つて三ばい飯を食わなければ腹はおかゆを食わせた、食わせばよいはいじやないか、これが民生の安定だといふことに今説明されたかと思つておられます。食わせばよいはかゆを半ばいでも食わせた方がよい。そういうことも言えます。しかし少くとも私は政府当局に対して私心なく申し上げたいのですが、被害者の実情と、日本産

業の基幹というものをよく考えられまし
たならば、こういうことでは、社会
的な観点からいって問題は片づかな
い。だからこの法案に対しては十分修
正を加え、あるいはまた今後こういう
鉱業法にしましても、こういう点を根
本的に片づけないければ責任は果せない
という点を、人間的な良心をもつて政
府自身がつかんでいただかないと、問
題は重大になります。先ほど今澄さん
が、社会問題として非常に大事が起る
かもしれないぞということをおっしゃ
れたが、これは決して今澄君が誇大に
言われたのではないと思います。実際
百数十万の被害者があつて、家が傾
き、井戸水が出ない。しかもそれに對
して野放しになつておるといふ状態
ではたない。この点は私はある片寄つ
た考えではなく、公平な立場から問題
にして処理してもらふことをはつきり
要望したいと思ひます。

なおこれに関連するわけですが、地
方公共団体に負担をかけるという点
が、やはりいろいろ御説明されました
けれども、御説明されませんでした
けれども、これは石炭鉱業による被害
者なんです。被害者に対して一部持た
せるというところは理論的にも通らな
い、また現在の地方団体の財政の実情
から申しましても、皆さん御承知のよ
うに財源は全部中央に吸い上げられ、
平衡交付金というものは非常に足りな
いというふうなときに、ここにまた福
岡なら福岡、長崎県なら長崎県に、何
億という大きな金を持つて来て片棒か
つげと言われましても、私はそういう
法案でこれが目的を達するかどうか。
これは福岡の杉本県知事も先日公述さ
れておりましたように、その面からい

つても不可能になるような点があるの
ではないかということをお慮するので
す。どうしても地方公共団体に持たせ
なければいかぬとなぜ考えられるか。
それから先ほどの説明によりますと、
たとへば農地面の四十七億これに對し
て業者から大体十八億幾らを徴収され
て、残りの三十億幾を国並に地方
が受持つのだ。ところが国と地方との
比率というものはまだきまつていな
い。それはとにかく政令で定まりまし
ようという説明で終りになつておるの
ですが、そうなりますと、こういうこ
とはいつも弱いものにのしかつて来
るのが世上の通弊です。政令であとか
らきめるということになつて参ります
と、結局弱い地方は国から押えられて、
非常に割が悪いことになると思ひので
す。従つてこういう法律を通す場合に
おいては、はつきり国が幾ら持つて、
地方は幾ら持つという具体的な案を明
示してもらふことには、われわれは
法案の審議に對して責任が持てない
ということになります。大体業者に十八
億で国家並に地方公共団体が三十億
持つという率そのものにも非常に不合
理があると私は思ふ。私はもう少し業
者がよけい持つということではなけれ
ばならないと思ふ。これが問題の一つで
あります。それからもう一つこれはは
つきりさせなければならぬと思ひます
が、地方と国との間の比率について腹
案もないのか、現在それをどういふ
うにしてやろうと思つておるか、その
意図を大体説明していただきたいと思
ひます。

○中島政府委員 地方団体が復旧費そ
の他を負担する理由は、石炭の採掘と
いうことが国家的な要請であり、その
利益は国民全体が受ける。従つてそれ
に對して補償する場合に国全体で背
負うべきだ。こういうふうなことも
一つは通りませけれども、しかし反面
におきまして復旧される工事の対象と
しては、農地にしても、あるいは公共
施設にいたしましても、やはりそれに
よつて直接の利益を最も受けるものは、
その地方の住民でありますから、そ
ういふふうな公共的な性格を持つてお
るという意味と、それからその地方の利
害関係、こういう二つの関係から、や
はり国が出す場合には地方もある程度
の負担は当然すべきではないかといふ
意味で、地方負担を考えておるわけ
であります。

それから国と地方団体の負担の比率
は先ほど申しましたように、まだ折
衝中でありまして、大体地方公共団体
の方の立場を地方財政委員会の方で代
表してあります。国はもちろんだ蔵
省であります。その両方の見解が今
のところ大分違つております。私も
は、いろいろ案も考へておりますが
れども、今のところではただ円滑に
この話し合いをつけたいといふふう
に考へておりますので、その比率がど
うなるかといふことは、ただいまの
ちよつと御勘弁を願ひたいと思ひま
す。それから業者負担が少な過ぎるの
ではないかといふふうな御意見であ
りますが、これも先ほど申しましたよ
うに、農地に關しましては、いわゆる
額の限度を払わねばならない建前と
つておきまして、この十八億と三十
億と比べた場合には、これは国から
見になりますけれども、これは国から
相当出させるという意味でこれをひ
つたわけではなくて、大体四十七億

の復旧費の中でどの程度業者負担でや
れるかということ、結果的にこれが
出て来たわけでありまして、われわれ
としてはむしろ国ないし地方公共団
体には負担をかけないで、できるだけ
業者の方から出せることになるのを
望むわけでありませけれども、理論
的に鉱業者が負担すべき限度といふ
のは、要するに簡単に言へばその土
地の価格が一つの限度であります。ま
た別の見方をすれば、その土地の益
収性といふものが賠償限度の一つの
基準であります。そういう点から計
算をいたしまして出すと、やはり総額
で十八億ぐらゐにしかならなかつた
といふこと、あるいは国の方から出
すうだからといふことでこれを圧縮
したのではなく、理論的に賠償限度
といふものはどうかといふことをは
き出した結果の比率になつておる
わけでありませ。この点はそういう
計算で出て来た数字であることを御
了承願ひたいと思ひます。

○田代委員 はなはだ矛盾に満ちた答
弁であります。つまり業者から出さ
せる場合においては、そういう何かし
らぬが、もつともらしい基準を出す
ところが実際にはつきりした問題とし
て、地方公共団体が被害者である。被
害者に対しては、出さねばならぬ。こ
れは修正もできません。政府はなん
／＼修正案を出せばよろしい。また
鉱業法なんかにおきましても、改正
案を出せばよろしい。他の方面にお
いては政府はわれわれの反対にもか
わらず都合のよい法案ばかり次々
に出して修正しております。しかるに
こういうものに対しては出さうとし

において、なおかつ多少にかかわらず
地方公共団体に負担させられるとい
ふこと、理論的にもまた實際上にお
いてもできないにもかかわらず、こ
ういふことを法案に盛り込んでお
ることに對して、矛盾を感じられな
いか。これはもう政府の意図が大体
この点においては明らかであること
を表現しておりますので、討論のし
ようもありませんが、私はもう少し
良心的にやつていただきたいと思
ひます。実際上の問題として、この
法案を通過させる場合には、どうし
てもこの点を修正されるか、あるい
は撤回するといふ線を出してもら
うことを、もちろんそれはわれわれ
がやるのです。が、あらかじめ私
は申し上げておきたいと思ひます。

それから最後にいつてははなはだ
被害者に申訳ないので、これはし
よつばなからやらなければならぬ
のです。が、土地、家屋に対する補
償の問題であります。先ほど今澄
君の質問に對しては、それは私的物
件であるか、あるいは特別被害復
旧臨時措置法においてもこれはその
ようになつておりますから、大体こ
れは事情はわかりますけれども、い
うことでは説明にならないと思ひ
ます。もし特別法が不備であるら
ばそれは修正もできます。政府は
なん／＼修正案を出せばよろしい。
また鉱業法なんかにおきましても、
改正案を出せばよろしい。他の方
面においては政府はわれわれの反
対にもかかわらず都合のよい法案
ばかり次々に出して修正してしま
う。しかるにこういうものに対して
は出さうとしない。

第一類第十一号 通商産業委員會議録第三十二号 昭和二十七年五月九日

なげもつと良心的にやつて行けないのか。私はむしろ民生を安定させるための社会問題の立場から考えますならば、これは政府自身も考えでしようが、実際に家が傾いておるとか、寒空に戸障子も合わずに冬を越して行かなければならぬとか、井戸水が出ないとか、また学校に行くのに舟に乗って渡つて行かなければならぬとか、墓地が陥落しておるとか、こういうことこそがほんとうの意味の社会問題であり、また民生を不安定にしておる具体的理実的のはつきりした問題です。民生の安定という問題、あるいは社会問題を解決するという点から言いますと、いの一審にこの家屋あるいは墓地というような問題をいかにして救済し、あるいは補償したか今後災害が起つた場合においては、皆さん方においては御心配はいりません、政府が責任を持ちます、また業者も責任を持ちますという線が出なければ石炭鉱業も発展しないし、また事実私はあまりにも被害者がかわいそうだと思うのです。そういう意味から申しまして、この墓地とか家屋とかこういう問題をこゝろの弱い線——先ほどの御説明によりますと協議という点決定という点があるから、これくらいでよいというようなことを言われますが、これは結局机上の論議でありまして、実際百万あるいは二百万に達する被害者としては満足できない。ですからこれをどうしても修正してもらふことを政府に極力要望するわけでありまして、もう一応私有物件であるとかあるいは特別鉱害でやつたかどうかだとかどうかという点で、これを逃げられるその意図は間違つておるとい

ことを確認していただきたいと思ひます。その点はどうですか。

○中島政府委員 家屋、墓地等に対しては補助金が出ないということとは、これは補助金が出ないということとは、それが放任されるということとは別問題でありまして、補助金は出ないけれども鉱業権者に責任があることは明瞭であります。その場合にどうして国が補助金を出すか、出す必要があるかということから考えなければならぬのであります。農地の場合には鉱業権者としての端的に言えば土地の価額に相当するよう金額を全部出して、それが一つの賠償の限度に達しておつて、なおかつ復旧しなければならぬ。それから公共施設の場合におきましては、先ほども申しましたように金額の復旧費を鉱業権者が負担すべき性質のものではあるけれども、一般に公共事業につきましては国が補助しておるので、その例にならつて一応は金銭的に出す、しかし本来の性質はそういうものであるからあとで引上げる、要するに鉱業権者の責任であるものはあくまでもその責任で遂行させる、こういう趣旨がこの法案の出発点であります。そういう意味におきまして家屋につきましてはすべてに原状復旧をしようとするいは金銭賠償をしようとする金額が鉱業権者の負担であり、その一部といえども国あるいは地方公共団体が負担しなければならぬというくつはどうかにもつけようがないのであります。そういうわけで家屋につきましては補助金が出ないわけでありまして、家屋について補助金を出さずということになりますと、要するに鉱業権者として、本来自分に責任があるものについ

て、利益を保障するために、あるいは損失を少からしめるために国の補助金をもちろむという結果になりまして、国に責任の一部を転嫁する、こういうことはいかに石炭であろうとも許されませんので、今のよう理論的な関係をここに貫いたわけでありまして、その結果といたしまして家屋所有者がはなはだ弱い保護を受ける形になつておりますけれども、それと現在家屋等が放任されるのが正当であるかどうかという点とは別の問題でありまして、一応形においては鉱業法あるいは民法の保護がありますけれども、その保護が實際上容易に実現し得るようには法案の第四章で道を開いたわけでありまして、鉱業権者の責任があるということこそを確定させて、それで実際の義務を履行させるといふことに一歩進めたことになると思つております。なお地方公共団体が何れ被害者として費用を負担する意味は全然ないのではないかと、御意見をございしますが、被害者としての地方公共団体が復旧費を負担することは全然ございせん。たとえば被害者として、と申します場合は道路あるいは橋梁等が地方公共団体、市町村等の管理に属する場合にはその市町村が被害者であります。しかしその地区内の農地が被害を受けているというような場合には、その市町村が被害者というふうには一応考えないのであります。そういう意味におきまして被害者としては負担しないということとを私は申し上げておるわけです。農地の場合については特に地方の負担が問題になつております。道路、橋梁とか公共施設に關しましては補助が国から出

まして、さらにあとに償還させるといふことになりまして、結局地方負担の問題は農地関係だけだといふ結果になるわけでありまして、農地に對しましてはその管内の農地の復旧ということがその市町村としては相当な利益を受ける、しかもそれに対して国が補助をするといふことは本来からいへば全然責任がない種類のものであるけれども、しかし農地の造成とか食糧増産とかいふ見地から鉱業権者に金銭賠償以上金を投じて収穫の増産をはかることは必要だと認めて出すわけでありまして、それからそれに対しては地方としても当然相当部分のつき合ひをすべきもので、それは納得できるわけでありまして、その際にできるだけ地方の負担を軽くしたいことは私も私としては考えますけれども、地方がこれに全然負担をしないといふことは、そういう見地から必ずしも適當でないのではないかと考へられるわけでありまして、

○田代委員 今日には總括的質問ですが、家屋というものは、たとへば墓地、で、ちやうどわれ／＼のめしの問題のやうな切実な差迫つてゐる問題に對して、そういう弁解みたいなことで法案がそつと横にやられることに對してはどう考へても納得できない。實際において被害者の苦痛を自分の肌をもつて感じておられるならば、国が負担するやうにしないでよろしい、鉱業権者が被害者に対してとにかく補償をしてやるという親切な法案をなぜ提出せられないかといふことであります。いろいろ方法はあると思ひます。とにかく、そういうふうに持つて来られるから、弱い者は被害者であり結局泣き入りをするようになる。これによつて協議とか裁定とか言われておりますけれども、あなた方も実情をお調べになつたものでしょうが、何回各地の炭鉱に行きまして、また一日つぶしたその人に對して日当が出るわけでもない。そして何年、何十年間被害者は泣き入りになつてゐる。少くとも被害補償の面を公平にやるならば、そういう精神的被害あるいは労力的な被害全部を見なければ責任を果たしたことになると思ひます。そういう点が少しも考慮されてない。従つてこの法案の基本的な考え方は非常に片寄つて、依然として被害者に対する迷惑はそつちのけで、ただ刺身のつまみたいにしちか出ないといふことを考へざるを得ないのであります。なおこれは法案の逐条審議のときに申し上げたいと思ひますが、政府当局としては血の出るやうな被害者の立場を身をもつて感ぜられて、党が反對しようがかわらない、敢然とそういうやうな法案を提出すべきであると思ひます。それを私はやつていただきたいことを要望して、一応この質問を打ち切ります。

○中村委員長代理 次は青野武一君。○青野委員 きようは、理事会の申合せで、各党代表の總括的質問というところであります、逐条的な質問は、明日の十時半から行われますので、そのときに譲ることになります。各党代表の質問に對しては、御答弁がございましたので、できるだけ重複を避けたいと思ひます。

大府政府側の出されておりますこの臨時石炭鉱害復旧法案の底を流れておる精神は、露骨に申しますと第一條

の目的でございますが、はたして国土の保全と民生の安定、そうして石炭鉱業、亜炭鉱業の重要性を認識してこれが発展のために真剣にこの法律案が出されたのであるかどうか。私は、各同僚議員の質問に対する炭政局長の御答弁を聞いておると、信用することができな。私は昭和二十五年五月の、当時の権力軍部の強行採炭による御承知の特別鉱害のときにも、微力を尽して同志諸君と働かしてもらったものでございまして、それから正味二年間たつて出されて来る法律案というものの精神が、こういうばやけた、被害者の意思を無視したようなものが出て来るとは思っておりません。私は重要な点だけを質問したいと思ひますが、何と申しまして、總括質問の中心になるものは第一条の目的であります。いろいろの制約もありましようし、国家予算の財政的な考慮もあらうと思ひますが、この程度では、おそらく通産委員会では無修正で承認することはなと思ひます。私もはたさん修正意見を持つておる。逐条審議になりまして、逐条に、そういう点は順次質問をする予定でございますが、特に大切なと思ひます点を四、五点お尋ねを申し上げたいと思ひます。

第一条に、「この法律は、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資するため、鉱害を計画的に復旧することを目的とする。」とあります。こういうふうな目的の第一条文ができたけれども、今田代委員が質問をいたしましたように、家屋にしろ、墓地にしろ、生活上必要な井戸にしろ、業者だけに全部まかして、そのままこの法案の中にこういうものが盛り込まれていない。これは実際に精神が抜けたようなものになつてゐるのじやないか。第一条の全文によつて、この臨時石炭鉱害復旧法案として完結が期せられるかどうか。これが一番大切なことでございまして、まず第一番として伺ひます。これで大丈夫問題は解決するかどうか確信のもとにお出しなかつたかどうかということをお尋ねいたします。

○中島政府委員 一般鉱害問題の解決には、この法律が最も完全であり、完璧であるとは私は考えておりません。その意味におきましては不十分な点はございまして、現在の客観情勢のもとにおきましては、これがやはり最善の法律として期待し得る最善の内容を持つておるものだと確信いたしております。

○青野委員 その次にお尋ねしたいと思ひますのは、大体この予算は百億ないし二百億といふことが御答弁の一節にありました。しかも復旧は十年計画です。そうすると一箇年に十億で十年間に百億です。ところが同僚委員の質問に答へられたところでは、大抵年々鉱害は四億程度出て参ります。そうすると、十年で一応百億の鉱害の解決がついたと仮定いたしまして、四億四千万ずつ十年間で四十億で、現在の鉱害総額二百三十億で百億引きますと百三十億、十年間に出て来る鉱害四十億で、十年間に百七十億の鉱害総額が残つてゐることになる。これではなほ問題は解決しない。これはもつと抜本的な行き方ができないことではないと思ひます。外国の勢力に押され、防衛分担金を六百五十億もふんだ

くられる。日米協定によつて安全保障費を五百六十億もとられる。そうして軍隊のような警察予備隊は、一人当たり八十万円から九十万円の国民の負担で、一年間五百四十億です。そういうべらぼうな戦争予算から百億や二百億さいて来ても、この問題は解決つて来ない。政府側には二十年と苦しい被害者が精神的に受けた打撃、家は傾き、井戸の水が枯れて五町も六町も先までくみに行かなければならぬというやうな気の毒な人の立場に立つたら、鉱害総額は二百三十億で、年々四億四千万ずつ十年間には四十億、それで予算は百億といふようなことにはなりはしない。こういうことは予算がないじやありません。二十八日の午後十時三十分總司令部と手が切れた。各党が協力して、石炭産業により被害を受けたこの気の毒な人々を根本的に救済するといふ精神があるならば、私はひとつ予算も出て来るはずだと思ひます。ただ一面においては、炭鉱業者はもうけるだけもうけて、しりぬぐいは国家予算にまかせる。私のおります福岡県の田川郡では、公開の席上でございましてから名前が省きますが、五百人か八百人の炭鉱労働者を使つて、長者番付の第一位になるほど金をもうけている業者がある。これは特定の人でしよう。自分の娘が、自分の息子が、親戚が、奥さんがといふのが長者番付十人の中に五人も六人も入つてゐる。例外かも知れませんが、これはどうもうけてゐる炭鉱業者だ。十八億の負担をかけて、そうして国と被害者である地方公共団体がそれを分担し、税の形をもつて吸い上げられたもので事業団その他の経

費をみついで行く、もつた百円の中からはまた半分とられて行くといふやうなこういう間違った法律はありませぬ。外国にどういふ例があるか知りませんが、外国の例をとる必要はありませぬ。戦争によつて国民を窮乏に陥れ、やうやく歯を食いしばつて六年八箇月、名前だけでも独立国家になつたといふときに出て来る炭鉱被害の法律案がこういうものでは、被害者もまた被害者でない国民も納得しませぬ。今申しましたように、十年で、かゝる一応この法律案の精神が通つたといひました。残つた百七十億——これは私の推定であります。百三十億残つておるのに年々四億ずつ十年間四十億、合計百七十億、これは十年先一億どうする。それに伴うて中途半端なことをやれば被害者は泣いて行く。私はこういう質問をしても、日本の石炭産業を軽視したり、炭鉱経営者を攻撃しておるのではありません。日本の重要産業にとつて必要な石炭産業の発展は、だれにも劣らないほど私はその発展をこいねがつてゐる。しかしもうける反面には、やはり被害者に対しては、それ相当の日本人の立場に立つて、あたたかい血と涙をもつてそれを償うて行くのが当然だと思ひます。それを法律によつて償わせるのが、この戦後における国民生活の安定、被害者に対する補償といふことだと思ひます。法律といふものは、力の強い者の利益になるやうにつくつたものでは弱い者はたまたものではない。どこの国でも、強い者と弱い者の闘争なんだ。支配者と支配される者との闘争なんだ。権力を持つておる者が力をもつて炭鉱業者の味方になつて、こういうやうに内容に

幾多不備な点を盛り込んでおいて、今のところでは、これが一番りつばなものでございましていつたものでは、被害者はたまたまものではありませぬ。地方公共団体もその通りであります。そこで十年先に百七十億残ります。被害は、一体どういふ解決策をお考えになつておられる。十年先まで炭政局長をしておられるわけでもございませぬし、自由党も十年先まで政局を担当するわけではございませぬが、案を出した以上は一応の見通しを示す義務があると思ひます。私はお尋ねしておきます。

○中島政府委員 その点につきまして、先ほど今澄委員の御質問に答へて若干触れておりましたが、十年後にたゞいまの数字を採用いたしまして、百七十億残るといふことはちよつと計算が違つてありまして、先ほど申し上げましたように、二十五年年度の鉱害賠償金額といふものが九億四千万円になつております。その際四億と九億との違いはどうかといふ御質問がありまして、その差額の五億幾らというものは、従来累積されたものの処理に使われておる。こう考へても一応いいわけではあります。そう考へても一応いいわけではあります。それは二十五年年度でありますから、おそれく二十六年度は十億以上支出されるだらうと思ひますが、今後また石炭の増産によつてさらにふえる、その中から年々出て来る新しい鉱害に相当する部分について支払われる。さらに過去の累積の分について支払われるといふことになりまして、十億前後のものがやはり今後負担される以上は、累積したのも少しづつは減つて行く傾向にあるといふことが言えると思ひます。従つてこれから出て来ます四億と

いうものは、今年のものが今年という意味ではありまけんけれども、大体年々それに相当するものは片づけられて行くというふうな考えていいのではなからうか。そうすればこれから十年間は四十億に相当するものがたまたま行くという心配はないのであります。しかしそういたしまして二百三十億から百億引いて百三十億というものは残るわけでありまして、その中で実際に査定される、あるいは鉱害と認定されるものがどのくらいあります。これは特に市町村から出されたものは相当検討を要しますので、その点からかなり減ると思いますが、それを差し引いて、なお十年後におきましてもそこに鉱害として形が残つておるけれども、これに相当多額の金を費して原状復旧をするということが経済的に成立たぬというものは、やはりこれは放置せざるを得ない。これは鉱業権者が従来の原則によつて金銭で賠償するといふような形で鉱業権者の責任として残るわけでありまして、外形上鉱害として残つておるけれども、法律的には一応鉱業権者の責任で片づけらるべき性質のものであります。そこで十年間の最後近くになつて安定するといふのは、二百三十億のうちの百億が十年間にかかりに片づけられたとして、さらにその前後になつてそれ以上のもの、土地が原状回復に適するような状態になつた、こういう場合には、その時期において検討の上で、たとえばこの法律が最も適当であれば延長するなり、あるいはまた別の措置を考へるといふふうに、十年後においてはこの鉱害賠償制度そのものを全般的に再検討する時期である、こう思つておりま

す。従つて放置されるのは、かりに計算上若干残るとしても、それはそのときにおいて一層さかのぼつて、鉱業法自体の問題あるいは鉱害に対する根本問題として検討する時期がそのときまでに来るのではないか。こういう意味におきまして一応の数字的な残額といふものはそのまゝここで残しておるわけでありまして。

○青野委員 重ねてお尋ね申します。

大体わかたところもございすが、鉱業法によつて鉱業権者が家屋あるいは墓地、井戸等に損害をかけ、被害を与えたときには、その業者の全額負担である。私は炭鉱地帯に育つて三十年ほど経緯を持ちます。私の居住地は北九州で筑豊炭田には非常に縁故がある。一年に一べん行くのじやありません。議会の開かれておらぬときには一箇月のうち五日も六日もそこに行つておる。坑内にも入りますしいろいろな関係を持つておるので、あらゆる被害を自分で見ております。われわれの兄弟、われわれの友達がその中で苦しんでおる。それで申し上げるのです。炭鉱業者はなか／＼力が強いから、個々の被害を受けた者なんかにはそう簡単に弁償なんかしてくれません。いくら組織力をもつて交渉してもらちが明かないのを、これを法律から除外して、それは業者の全額負担だから個々に交渉しろということに随である。ですからこういう被害に対する賠償を、適正な価格あるいは原形に即刻回復するようになつて、被害者に対して早く要求を達成してやるような努力がその中に含まれてもさしつかえないと思う。鉱業法にきまつておるが、力と力です。小学校の子供と双葉山と相撲をとるよ

うなものです。そこで私はそういう点をいろいろ修正案として考へておるのをごいしますから実はお尋ねいたしました。それから鉱業権者でその加害者が不明による被害総額、種別等について、法律の対象になつておるのを、今御答弁ができれば、あとでその資料を全通産委員に配付してもらいたい。

次にお尋ね申上げたいと思ひますのは、これは總括質問に非常に密接な関係を持つておるからお尋ねしておきたいと思ひます。第二条の六項の公共施設についてありますが、一から十一まで公共施設の種別が書いてございすが、十一の学校、なるほど公共団体として学校は公共物に違ひない。そうするとこの案を責任を持つて説明しておられる政府当局の人たちは、たとえば地方公共団体の公会堂、警察署、村役場、市役所といふものは公共建造物とみなしておらぬのですか。社会常識からいつても公共施設の中に明瞭に入つておるものが十一項目の中から抜けております。ただ学校と書いてあるのですが、こういうものは補償の対象にしないのか。これを見るとそう思われますが、その点についてどうお考えになりますか。

○中島政府委員 ごもつともな御意見であります。ここで公共施設としてあげてありますのは、この法律の運用上一応補助の対象となる施設を掲げてあるわけでありすが、建物につきましては現在公共事業費でまかなつておりますのは学校だけであります。それ以外の公会堂、市役所、警察、こういったようなものは公共事業の対象になつておりませんので、かりにここで拾ひ上げましても、その場合に国の補助を

もらふというところは全然期待できませんから、大体補助の対象になつてゐるものだけをあげたわけでありまして。

○青野委員 この問題については少し私意見がございすが、明日からの通産委員会では逐条審議のときにこの項目に入りますので、そのときにあらためて質問したいと思ひます。

それに関連してもう一つお尋ねをしておきたいと思ひます。この九の上水道、下水道、これは筑豊炭田では問題が多いのです。上水道、下水道には貯水池が入つておりますか。

○中島政府委員 水道用の貯水池と、それから農業灌漑用の貯水池、これはこの定義の中に入つております。

○青野委員 それでその点はわかりましたが、これは公共用の建物の関係でございまして、やはり被害者の方の家屋、墓地等に関係があるのです。というのは、公共団体が持つておる上水道の貯水池などは、今の金では、炭鉱業者だけではやはり負担がでかきと思ひます。私は福岡県の遠賀郡の高松炭鉱、これは一万人の従業員です。この人たちが働いておる高松炭鉱では、日本化成株式会社、これは染料とか、化学製品、炭、そういったものからいろいろのものをつくつておる。海軍と陸軍が戦時中にうしろになつて、かまわれないから石炭を掘れ、何とか解決するから工場用として貯水池をつくらねといつてつくつた。ある川から貯水池に水を上げるのですが、その貯水池の下を高松炭鉱が掘つてくれば、一年のうち三箇月とにかく操業ができな

いのです。戦時中は御承知の通り、非常に高価な炭を陸軍がそこから買ひ上

げて南方へ持つて行つたのですが、それが今大きな問題になつておる。二十年の末までは停戦をして、それまでに話し合ひをつけようということになつておりますが、こういう問題は、民間会社と民間の炭鉱業者にまかせておいては片づかない。これは非常に重大な問題になつておる。日本の産業の上に非常に大きな影響がありますが、それと関連して、銅御殿であります有名な伊藤伝右衛門さんのむすこの伊藤八郎という人が経営しておる大正炭業、この大正炭業も炭掘権を持つておるが、たま／＼八幡、若松、戸畑の三つの都市と製鉄産業、いわゆる鉄鋼一貫作業の八幡製鉄所、従業員だけで三万五千人、自由労働者を入れて四万人、三つの市と八幡製鉄所が使つておる貯水池の下の鉱区を大正炭業が持つておる。

これを掘り込まれたら、三市の市民はもとより、日本の製鉄産業もまわるのです。炭掘権を持つておる民間会社の場合は何とか解決がきましようが、いわゆる若松、八幡、戸畑、八幡の製鉄という、四つのいわゆる工業用水、市民の生活に必要な水を上げて水道、これは遠賀川のどろ水を上げて濾過するのです。その貯水池の下を掘り込まれますと、だれに聞いても、大学の専門家に聞いても、実地調査を見ても、これは亀裂を生じてだめになります。こういう所に鉱業権を持つておる人が、おれの自由だ、法律上権利があるんだといつて、掘られますと、その損害が大きくなって来る。その損害をはたして業者が負担し得るか。先ほど申しました日本化成株式会社と、日炭高松炭鉱との対立で、その貯水池の下を調べてみると、三千万トンの石炭、六

千五百カロリ、七千カロリ程度、しかもその貯水池の下を二千五百尺掘つてもそれがだめになる。六十度の傾斜で残せば、三千万トンの石炭が、そのままそこに残つて、石炭産業の上に非常にやほり損失を受ける。これをどうするかというところが今問題になつておるので、それと関連して北九州の三市と八幡の製鉄所に必要な貯水池の下に、民間炭産業者が炭掘権を持つておる。こういう問題は現実の問題として出て来るのでありますが、そういう点に對してこの法案では何らかの示唆をしたり、あつせんをする、努力する、あるいは何らかの解決をするような方針がこの中では取上げられておるかどうか。これは非常に私は現実の問題として大切でございまして、お尋ねをしておきたいのであります。

○中島政府委員 たいだいまの問題は、現在提案になつております法案とは全然関係ございせん。しかしながら、これは現行の保安法によりまして救済できる問題でありまして、お話の日本化成の問題も、結局においては日本炭産の採掘計画そのものを許可するかどうかという炭産法と保安法の両方の問題として問題になつたわけでありまして、けれども、その解決につきましては、九州の通産局長が中心になつて、各方面の専門家の意見を聞いた上で、お話のように解決して一応そういう措置がとられておるわけでありまして、それは形式的には炭産法の許可ということとで押えるわけでありまして、従つて今後の大正炭産の地区内の問題につきましても、将来そういうふうな場合には、やはり同じように専門家の意見を十分に聞きまして、その上で危険がなければ

ば掘らせる。但し、万一それによつて損害が生じた場合には、当然掘つた方の責任になるわけでありまして、それを十分勘定に入れてやらなければならぬ。しかし、もし掘ることが非常に危険であるという場合には、炭産法を押しまして、許可しないということもできるわけでありまして、予防措置は十分できるわけでありまして、ただ問題は、話が若干それとすけれども、その場合に、はたして上にどういふ影響があるかということが、遺憾ながら、今までの日本の技術とデータとは完全でないで、そういう制度をはつきりつくらねばならぬということが、最も必要なことだと思つております。これをやらせるためにも、目前の炭産を片づけるということが、一つの促進にもなりますから、そういう意味において根本施策を推進するためにこの法律の意義を期待しておるわけでありまして、いま一つは、かりにその場合に、下を掘ることが上に非常に害を与える。それを押えるということをしていした場合には、それでは上の地上物件に権利を持つておる者が、下を掘らなかつたために放棄した石炭に對してどういふふうな賠償をすべきか、この点が、日本の炭産法によりまして、あるいはこの法律によりまして、全然解決されておりません。まだそういうふうな研究もされておりません。しかしながら事実上はその場合に放棄した石炭に對しての賠償請求を持たせるかどうかという点につきましても、やはり問題があるわけでありまして、そういうふうな根本問題を相対含んでおるといふ意味で、非常に重要な例だと私は考えております。

○青野委員 今の御答弁でちよつとわからなかつたから、もう一ぺん重ねてお尋ねしておきますが、この法律案には、それは関係ない。民間の炭産業者と民間会社との間を一つの例で申し上げたけれども、この法律案の對象になつておるものは、九州に九割五分関係がある。こういうお話を聞いております。それは九州で重要であり、福岡県は特に問題が非常に多い。被害の對象が多、復旧しなければならぬ箇所はほとんど福岡県であるといわれておるのでありますが、その最も中心になつておる所、今はそうじゃないが、この上水道、下水道というものが貯水池も含まれておるかどうかが質問をしたのは、こういう三市と製鉄が共同でやつておる——二十年前に三百万円かけて、築壘を流れる泥水を濾過するために、どうしても必要な貯水池がある。それを掘られると、この北九州の三市と製鉄はどうにもならぬ。それは上水道の貯水池であり、工業用水である。こういうことは必ず起つて来る。今はそうでないが、起つて来る可能性が十分にあるのでございまして、そういう際には、やはりこの法案が十年計画でやられれば、適用される場合が出て来ると思つておる。その点これには全然関係がないとあなたはおつしやつておるが、私は関係があると思ふ。議論するわけじやありませんけれども、そこをもう一つはつきりしておいてもらいたい。これは八幡市で二十三万、戸畑市で十萬、若松市で五、六萬、製鉄産業の上から言つてみても非常に大きな不安が残つてゐる。そこで政府を代表してはつきりしたところをここで示してもらいたい。

○中島政府委員 私は初めのお尋ねが主として予防的な措置に関する問題だと思ひまして、この法律はそういう点に全然触れておりませんから関係ないと思ひ上げましたが、復旧の問題に關しましては無関係ではないのであります。ただこの法律のねらいは、第一條には別れておられますけれども、現在累積している炭害というものを第一のねらいとしておるのであります。それを片づけるために、この十年間の経過において現存の炭害と競合してさらにそこに重なつて来た新しいものも取上げざるを得ない、こういう意味で新しいものも入ると先ほど申し上げましたが、そういう意味におきましてたゞいまのような炭害がかりに出て来た場合には、もしもそれと現在ありますものとが重なれば、当然本法の直接の對象になるわけでありまして、またそうでなくて、新しく掘つた地区であり、新しい炭害として貯水池の問題が出て来たという場合におきましても、形式的にはこの法律の適用を受けられないといふふうな点は一つもないわけでありまして、法律の立案の第一の目的からいへばそこまで考えておりませんけれども、形の上においてはそういうものも包括し得るというふうに考えているのじやないかと思ひます。

○青野委員 もう一つ、これは逐条審議のときでもよろしいのでございまして、今質問いたしましたことと非常に関連性を持つておりますから、重ねてお尋ねしておきます。家屋とか墓地の復旧は、農地及び農業施設と同様に復旧基本計画に編入すべきが當然だ、私どもはこういうような修正的な意見を持つております。ところが先ほどのだ

れかの質問に對する御答弁では、通産産業局長が許可をする、それから協議をしあるいは裁定によつて復旧工事を施工するやうなことになると思つておるが、こういう家屋とかいふもの、復旧に對して、何を好んで通産局長の認可が得るのか。建物にしては、井戸にしても、墓地にしても、被害を受けたというところは現実の問題だ、だから認可をするということになれば、みなこれは被害物件でございまして、全部しなければなりません。しないのはどういふものをしないのか。通産局長がこれを許可する、そしてその許可を受けたときに初めて復旧工事がかけられる、ここがくせものなんです。通産局長にこれだけの権限を持たせて、その人の許可を受けなければ建物のしる何にしろ復旧工事ができないといふたうなことで、被害者の不安はいつまでも消えせん。受けた打撃、受けた損害に對しては、あたにかい氣持でそれを補償すべきが當然であります。それを通産局長の許可を受けなければ家屋等の復旧ができないといふたうな条文は、大抵私は二十年くらい時代遅れだと思ふ。そういう考え方は削除して、こういうものを基本計画の中に編入して行くくらいの努力を政府側は被害者に対してすべきだと思ひますが、どうお考えになりますか。

○中島政府委員 許可制をとりました理由はほかにございまして、一番の理由は、むしろこれによつて、許可を受けて協議をするということになるわけでありまして、許可をするというところは要するにこれは相手方の炭産業者の責任に基く炭害であるということを確認

するような意味の許可をいたすわけでありまして、そうでなければ、従来はたとえあなたがたの方の事業によつてこれだけの被害を受けているのだから賠償してくれというような話をいたしましても、それは自分に関係ないというようなことでそれらの場合が非常に多いのでありますが、その際にこれは確かにこの鉱業権者との被害者との関係の問題であるということが通産局長において確認されれば、鉱業権者としてもこれを受けて立たざるを得ない、そういうような意味でこの許可ということは非常に被害者側、申し立てる方の側に有利な作用をするのじやないかと私は考えております。

○青野委員 その点について重ねてお尋ねをしたいと思います、逐条審議のときにひとつそれらもやらしてもらふことにします。

最後に委員長に希望したいと思うが、きのうの理事会の話し合いで大体まとまつておりますが、遺憾なことは二十五人の通産委員が委員長を入れて九名、十六名が欠席、きようは田代君に聞いてみるとよく出た方だそうです。それほど仕事が忙しくて十六人も欠席するのならば、その中の四、五人でも四、五日の日程で現地に行つて被害現場を見、被害者の血の出るような叫びを聞いて、修正意見として織り込まなければこの問題は解決がつかない。いつの委員会でも十数名の諸君は出て来ない。委員をかけたまま出て来ない場合もあるけれども、被害者の代表者もここに来ている、県の代表者も来ている、関係市町村の代表者もせわしい中を費用を使つて来て、この問題に集中して一生懸命になつてゐる。このと

きに国民の代表である通産委員は、責任の地位に立つておれば精勵して出席して熱意を持つてこの問題と取組んでもらいたい。こういうことは委員長の責任で奮勵してもらいたい。それからその一つは、本会議にかけます間に現地視察をできるだけ早く、できれば炭鉱関係者も含めて各党一人、それができなかつたら通産委員会から三名くらゐ現地にやつてもらつて、つぶさに現状を見て来てもらいたい。私は忙しいなどと言われてはだれも行き手はありません。真剣に苦しい人の立場に立つてものを運んで行く、この法律案をまじめに審議を続けて行く気があれば、委員長は率先して自由党の幹部諸君とも話合つて、そういう手続をきめてもらいたい。私はこれを委員長に希望いたします。

その他のいろいろ私が修正したいと思うところを質問したいと思ひましたけれども、これは明日からの各条文についての逐条質問のときに同僚議員と一緒に申し上げることにいたしました。一応總括的な質問をこれで終ります。

○中村委員長代理 ただいまの青野武一君の委員長に対する御希望に対してお答えいたします。

本日自由党議員の出席が悪いという点は、実は同じ時刻に中小企業安定法案の打合せをいたしておるので、そんな関係でこの委員会に出席が悪かつたのでありますが、決してなまけておるわけではありませんので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

なお現地視察の問題につきましましては、できるだけ早い機会に、なるべく多数現地を視察しまして、現地の実情をよく頭に入れた上で本法案の審議に遺憾なからんことを期しておる次第であります。

○淵上委員 先ほど来からの同僚議員の質問によつて問題は出尽しました。が、だれかも申されたように、一昨年の五月の衆議院の決議、これは院議でありまして、政府は当然尊重する義務があると思ふのでありますが、その熱意を持つておられるかどうか、誠意を持つておられるかどうか。これをまずお伺ひたいと思ひます。

○中島政府委員 もちろん委員会の決議、院議というものにつきましましてはわれわれは十分に尊重し、またこれの実現をはかりたいと考えております。

○淵上委員 それで安心いたしました。少くともその効用を回復せしめなければならぬから政府は国庫の負担において鉱害地の原状回復を断行すべくすみやかに善処しろ、この決議並びに同年十二月の通産委員会の決議によりまして政府は審議院を設けられまして——ことに炭政局長初め関係の方々が欧米を視察されてこのたびの法案を提案になつたのであります。この努力に對しましては私も衷心敬意を表するものであります。ただいま御答弁になりましたこの衆議院の決定された意思というものは、十分御尊重を願ふべき筋合ひであるということをやす肩頭にかんぬきを入れておきたいのであります。明日から逐条審議を始め、重要な箇所につきましまして論議を進めたいと思ひますが、もう一つこの機会に簡単に伺ひてみたいのです。が、先ほど今澄委員の発言中に、憲法第二十七条の財産権の侵害の問題がありましたが、私は憲法十一條、十三條の基本的人權の問題、自由の問題並びに

二十二條の居住の自由の問題、この法案が成立した場合には憲法違反の疑いが生じました。あるいは何らかの措置が講ぜられなければ無効になるおそれがあるかないか。政府は憲法違反の法律じやないという確信をお持ちであるかどうか。これをまず今日總括質問の終る機会にお伺ひしておきたいと思ふのであります。

○中島政府委員 この法律案の所々にそういう問題になりそうな箇所があることは私も気がつきまして、一応憲法問題も研究いたしました。この法案の趣旨は決して憲法違反にならないという確信を持つて提案いたしました次第でございます。

○淵上委員 よろしゅうございます。明日からやります。

○中村委員長代理 本日はこの程度にて散会いたし、次会は明日午前十時半より開会いたします。

午後四時五十三分散会

第十三回国会衆議院通商産業委員会 議録第十六号中正誤	
頁 段 行	誤 正
八 五 三	立法措置 立法措置ガ
第十三回国会衆議院通商産業委員会 議録第二十一号中正誤	
頁 段 行	誤 正
二 四 四	規定により補助金 規定により補助金